

# 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

令和 5 年 3 月

**農林水産省**

# 目 次

第1	米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針	1
第2	米穀の需給の見通しに関する事項	1
1	令和3/4年の需要実績	1
	(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀	
	(2) 算出方法	
	(3) 全国の需要実績(確定値)	
2	全国の令和4/5年及び令和5/6年の需要見通し(推計値)	2
3	令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し	4
	(1) 令和4/5年の需給見通し	
	(2) 令和5/6年の需給見通し	
第3	米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項	5
1	備蓄運営の基本的な考え方	5
2	令和4/5年の備蓄運営	6
第4	米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項	7
1	令和4会計年度の輸入状況	7
2	令和5会計年度の輸入方針	7
	参考統計表	8

## 【米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第4条第1項に基づき、令和4年7月27日に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則(平成7年農林水産省令第17号)第1条に基づき見直し、同法第4条第6項により変更するものです。

## 第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組めます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

## 第2 米穀の需給の見通しに関する事項

### 1 令和3/4年の需要実績

#### (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

#### (2) 算出方法

需要実績は、令和3年産主食用米等生産量、令和3年6月末民間在庫量及び令和4年6月末民間在庫量を基に算出します。

表1 令和3/4年の需要実績の算出方法

$$\text{需要実績} = \text{①} + \text{②} - \text{③}$$

① 令和3年産主食用米等生産量

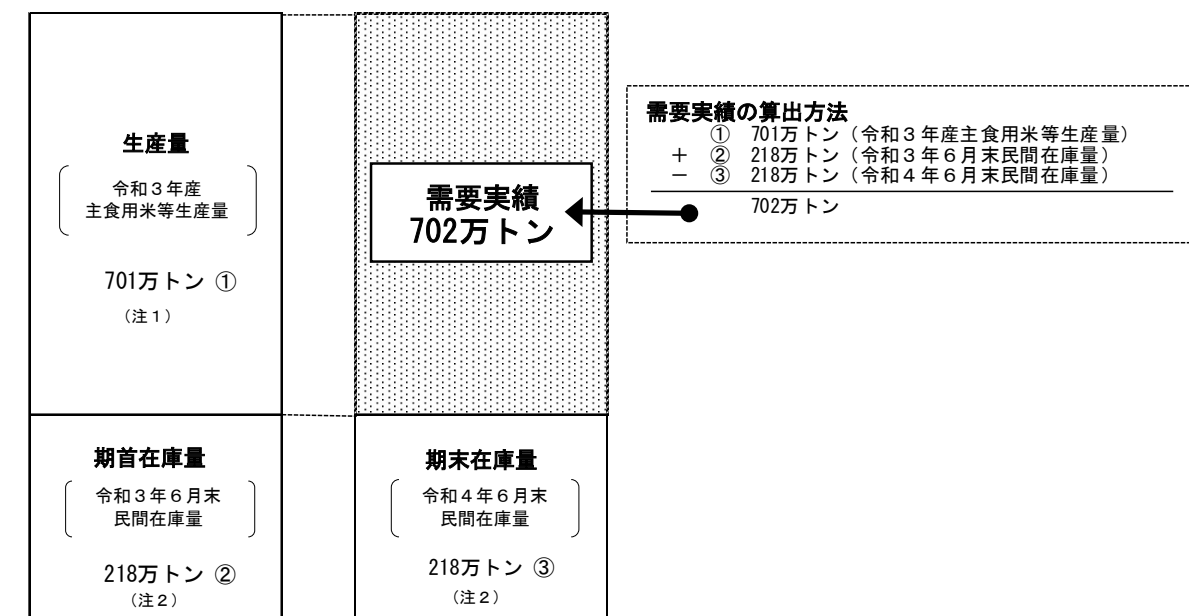
② 令和3年6月末民間在庫量

③ 令和4年6月末民間在庫量

### (3) 全国の需要実績（確定値）

前記方法により算出した令和3/4年（令和3年7月から令和4年6月までの1年間）の需要実績（確定値）は、図1のとおり702万トンとなります。

図1 令和3/4年の需要実績



注1：主食用米等生産量は、令和3年産水稻の収穫量(主食用)（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10a以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

## 2 全国の令和4/5年及び令和5/6年の需要見通し（推計値）

全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

具体的には、

- ① 平成8/9年から令和3/4年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
- ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和4/5年（令和4年7月から令和5年6月まで）及び令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
- ③ ②で算出した値に令和4年及び令和5年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

図2 令和4/5年及び令和5/6年の需要見通しの算出方法

① 平成8/9年から令和3/4年までの1人当たり消費量を算出

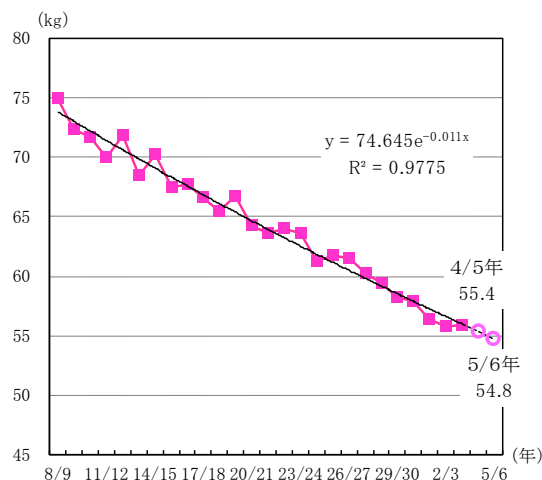
年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり消費量 ①/②
	万トン	千人	kg
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	127,042	59.4
29/30	739.6	126,919	58.3
30/元	734.6	126,749	58.0
元/2	714.4	126,555	56.4
2/3	704.0	126,146	55.8
3/4	701.5	125,502	55.9

注：人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

② 令和4/5年及び令和5/6年の1人当たり消費量(推計値)を算出

(単位:kg)

年	x	1人当たり消費量(y)
8/9	1	75.0
9/10	2	72.4
10/11	3	71.7
11/12	4	69.9
12/13	5	71.8
13/14	6	68.5
14/15	7	70.2
15/16	8	67.5
16/17	9	67.7
17/18	10	66.7
18/19	11	65.5
19/20	12	66.7
20/21	13	64.3
21/22	14	63.6
22/23	15	64.0
23/24	16	63.6
24/25	17	61.2
25/26	18	61.7
26/27	19	61.5
27/28	20	60.3
28/29	21	59.4
29/30	22	58.3
30/元	23	58.0
元/2	24	56.4
2/3	25	55.8
3/4	26	55.9
4/5	27	55.4 (推計値)
5/6	28	54.8 (推計値)



③ 令和4/5年及び令和5/6年の1人当たり消費量(推計値)に令和4年及び令和5年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	4/5年	5/6年
1人当たり消費量(推計値) ①	55.4kg	54.8kg
	4年	5年
人口(推計値) ②	124,750千人	124,189千人
	4/5年	5/6年
需要見通し ①×②	690.9万トン	680.3万トン

注1：人口(推計値)は、令和4年においては「人口推計(総務省、令和4年9月公表)」の総人口(令和4年9月1日現在(概算値))。以下「令和4年9月現在人口」という。)、令和5年においては令和4年9月現在人口に「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、平成29年4月公表)」の令和4年10月1日から令和5年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2：図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和4/5年及び令和5/6年の需要見通し(推計値)

令和4/5年	691万トン
令和5/6年	680万トン

### 3 令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し

#### (1) 令和4/5年の需給見通し

令和4/5年の需給見通しは、表3のとおりです。

##### ① 供給量

ア 令和4年6月末の民間在庫量（確定値）は、218万トンです。

イ 令和4年産主食用米等の生産量は、670万トン（令和4年産水稻の収穫量（主食用））です。

ウ この結果、令和4/5年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、888万トンとなります。

##### ② 需要量

2により算出した主食用米等の需要量の見通しは691万トンとなりますが、直近の米の販売量が対前年同期比で増加していることや、令和4年産米の相対取引価格が令和3年産米より上昇していることによる需要量への影響等を踏まえて、2により算出した691万トンから697万トンまでの6万トンの幅をもって設定します。

##### ③ 令和5年6月末の民間在庫量

令和5年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して191万トンから197万トンまでと見通されます。

#### (2) 令和5/6年の需給見通し

令和5/6年の需給見通しは、表3のとおりです。

##### ① 供給量

ア 令和5年6月末の民間在庫量は、(1)の③により191万トンから197万トンまでと見通されます。

イ 令和5年産主食用米等の生産量の見通しは、長期トレンドで見れば、需要が毎年10万トン程度減少し、令和5/6年の需要量を680万トンと見込む中で、令和4年産米と同水準の作付面積として生産量を設定しても、669万トンと需要量を11万トン下回ることから、令和4年産米と同水準の作付面積とした生産量の669万トンと設定します。

ウ この結果、令和5/6年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、令和5年6月末の民間在庫量が191万トンの場合は860万トン、197万トンの場合は866万トンとなります。

##### ② 需要量

2により算出した主食用米等の需要量の見通しは、680万トンです。

### ③ 令和6年6月末の民間在庫量

令和6年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して180万トンから186万トンまでと見通されます。

表3 令和4/5年及び令和5/6年の主食用米等の需給見通し

			(単位：万トン)	
令和 4 / 5 年	令和4年6月末民間在庫量	A	218	---▶ 209 <<9>>
	令和4年産主食用米等生産量	B	670	
	令和4/5年主食用米等供給量計	C = A + B	888	---▶ 879 <<9>>
	令和4/5年主食用米等需要量	D	691 ~ 697	
	令和5年6月末民間在庫量	E = C - D	191 ~ 197	---▶ 182~188 <<9>>
令和 5 / 6 年	令和5年6月末民間在庫量	E	191 ~ 197	
	令和5年産主食用米等生産量	F	669	
	令和5/6年主食用米等供給量計	G = E + F	860 ~ 866	
	令和5/6年主食用米等需要量	H	680	
	令和6年6月末民間在庫量	I = G - H	180 ~ 186	

令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策（特別枠）を除いた場合の見通し

- 注1：主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）の販売動向等によって、今後、変動する可能性がある。
- 注2：欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策（特別枠）に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、<< >>書きは特別枠に係る取組数量。
- 注3：上記の需給見通しのほか、第4の2のSBS方式による輸入予定数量を最大とした数量が主食用等として流通する見通し。
- 注4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

## 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

### 1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施する。

また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（上記に即して備蓄運営が行われれば、結果として基本的な買入数量が21万トン程度となる。なお、今後、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう対応していく考えのもと、制度の詳細について検討を行う。）。

- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定  
としています。

他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

## 2 令和4/5年の備蓄運営

令和4年産米の備蓄米としての買入契約数量は21万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、13万トンから21万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた令和4/5年の備蓄運営は、表4のとおりです。

表4 令和4/5年の備蓄運営

(単位：万トン)

令和4年6月末備蓄量	A	91
令和4年産米買入契約数量	B	21
令和4/5年非主食用販売量	C	13~21
令和5年6月末備蓄量	$D = A + B - C$	91~99



## 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

### 1 令和4会計年度の輸入状況

令和4会計年度においては、令和4年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,480トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行ってまいります。令和5年2月22日までに、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について66万トン（うちSBS方式による輸入1万トン）を買い付けました。引き続き、令和4年3月の基本指針に基づく輸入を実施すべく、令和5年3月まで順次買い付けを行います。

### 2 令和5会計年度の輸入方針

令和5会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,720トンとします。

注：令和5年2月22日までの輸入状況等を踏まえたものである。

## 参考統計表

## 参考統計表目次

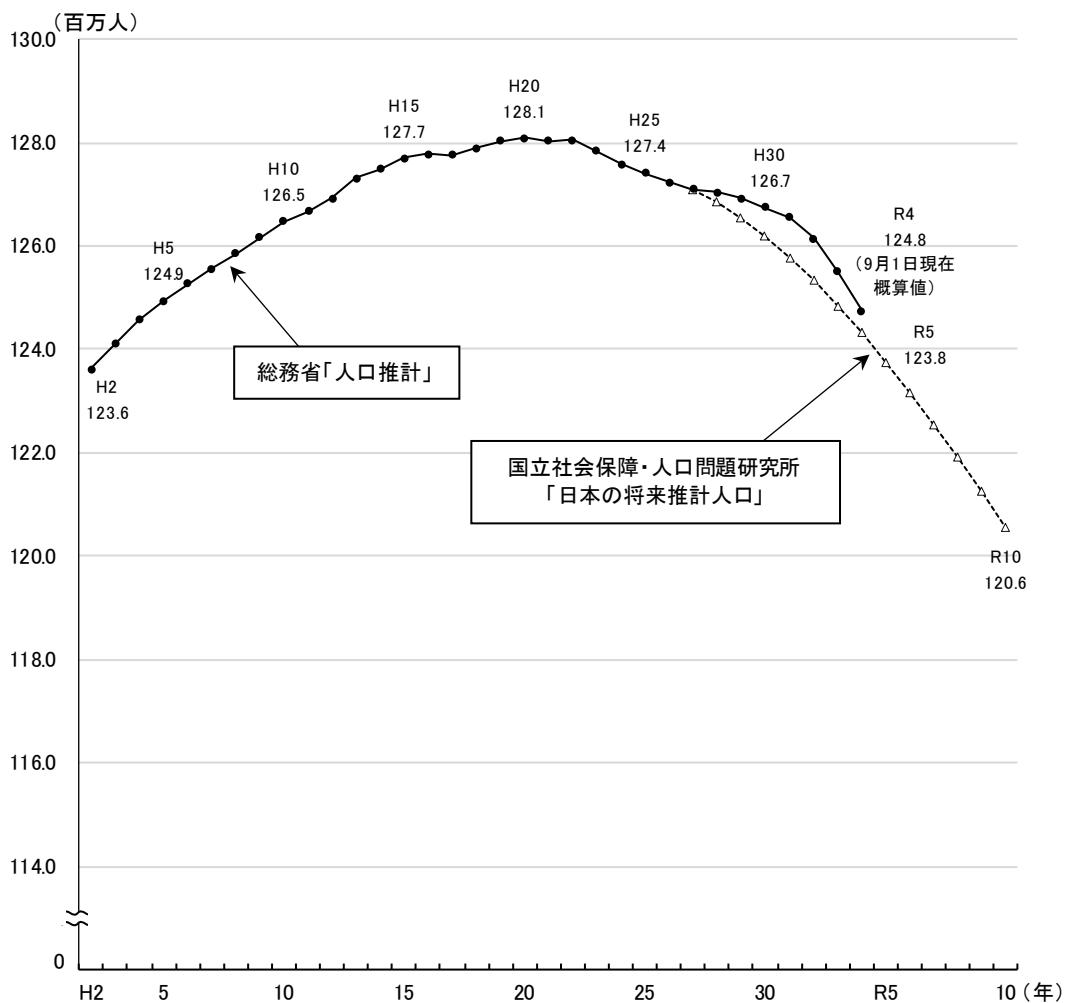
1	1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯） .....	8
2	我が国の人口の推移（各年10月1日現在） .....	9
3	令和4年産水稻の作付面積及び収穫量 .....	10
4	民間流通における6月末在庫の推移 .....	11
5	政府備蓄米の6月末在庫の推移 .....	12
6	政府備蓄米の在庫の状況（令和4年6月末現在） .....	13
7	ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和4年10月末まで） （速報値） .....	14
8	平成24/25年から令和3/4年までの需要実績 .....	15

1 1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）

年	月	購入数量(kg)	
		購入数量(kg)	対前年同月比(%)
2020 (令和2)	1	3.52	90.0
	2	4.60	100.9
	3	5.54	116.9
	4	5.44	108.2
	5	5.11	108.5
	6	4.94	102.1
	7	4.90	107.9
	8	5.06	110.2
	9	7.04	109.7
	10	7.71	94.5
	11	5.25	96.9
	12	5.48	102.4
2021 (令和3)	1	3.92	111.4
	2	4.12	89.6
	3	4.99	90.1
	4	4.81	88.4
	5	4.88	95.5
	6	4.73	95.7
	7	4.32	88.2
	8	5.09	100.6
	9	6.26	88.9
	10	7.42	96.2
	11	5.12	97.5
	12	5.22	95.3
2022 (令和4)	1	3.95	100.8
	2	4.14	100.5
	3	4.65	93.2
	4	4.54	94.4
	5	4.38	89.8
	6	4.28	90.5
	7	4.35	100.7
	8	4.35	85.5
	9	6.03	96.3
	10	7.24	97.6
	11	4.59	89.6
	12	4.85	92.9

資料：総務省 家計調査

## 2 我が国の人口の推移（各年10月1日現在）



注：将来推計人口は、出生中位・死亡中位推計の値である。

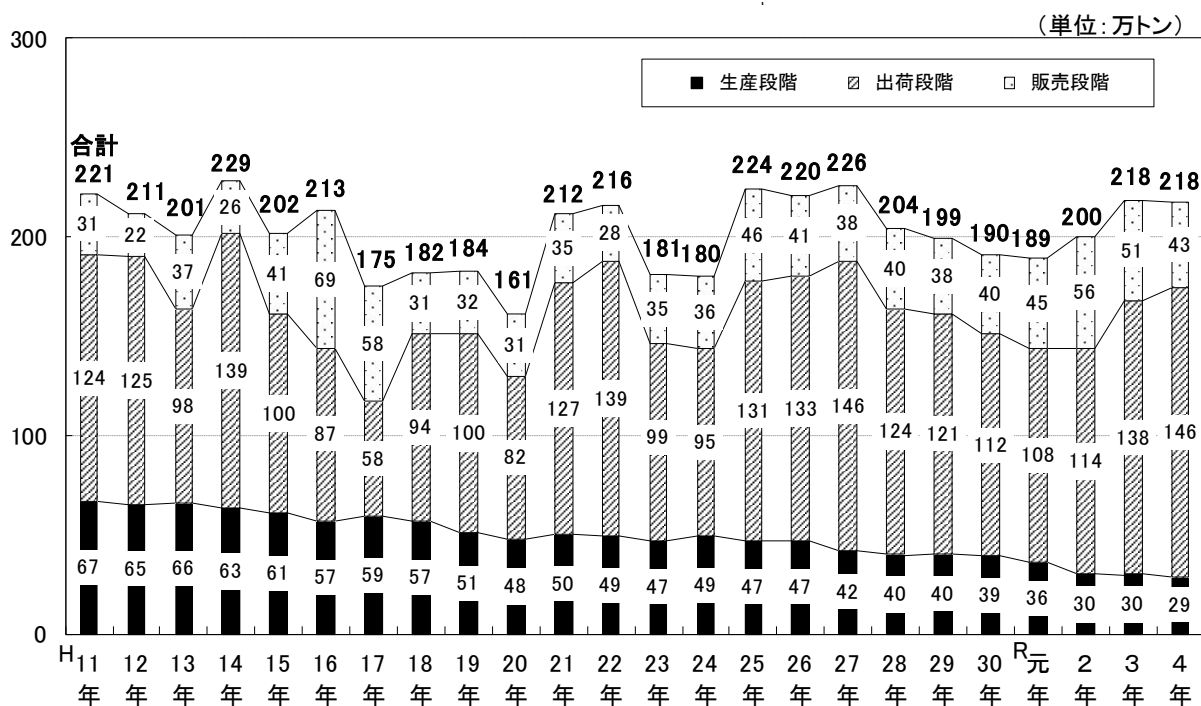
### 3 令和4年産水稻の作付面積及び収穫量

全 国 ・ 都道府県	作付面積 (子実用) ①	10a 当たり 収量 ②	農家等が使用している ふるい目幅で選別				収穫量 (子実用) ⑦=①×②	主食用 作付面積 ⑧	収 穫 量 (主 食 用) ⑨=⑧×②
			最も多い 使用割合 の目幅 ③	10a 当たり 収量 ④	10a 当たり 平年収量 ⑤	作況指数 ⑥=④/⑤			
全 国 (1)	1,355,000	536	…	511	512	100	7,269,000	1,251,000	6,701,000
北 海 道 (2)	93,600	591	1.90	563	530	106	553,200	82,500	487,600
青 森 (3)	39,600	594	1.90	567	575	99	235,200	33,900	201,400
岩 手 (4)	46,100	537	1.90	508	514	99	247,600	43,700	234,700
宮 城 (5)	60,800	537	1.90	511	512	100	326,500	57,000	306,100
秋 田 (6)	82,400	554	1.90	517	543	95	456,500	69,100	382,800
山 形 (7)	61,500	594	1.90	560	566	99	365,300	52,700	313,000
福 島 (8)	57,800	549	1.85	530	532	100	317,300	51,900	284,900
茨 城 (9)	60,000	532	1.85	509	505	101	319,200	58,300	310,200
栃 木 (10)	50,800	532	1.85	497	515	97	270,300	46,100	245,300
群 馬 (11)	14,400	502	1.80	486	482	101	72,300	12,400	62,200
埼 玉 (12)	28,600	498	1.80	484	479	101	142,400	27,400	136,500
千 葉 (13)	47,700	544	1.80	535	533	100	259,500	45,500	247,500
東 京 (14)	115	421	1.80	412	403	102	484	115	484
神 奈 川 (15)	2,880	501	1.80	481	476	101	14,400	2,880	14,400
新 潟 (16)	116,000	544	1.85	525	528	99	631,000	99,900	543,500
富 山 (17)	35,500	556	1.90	523	520	101	197,400	31,300	174,000
石 川 (18)	23,100	532	1.85	515	509	101	122,900	20,700	110,100
福 井 (19)	23,500	515	1.90	481	484	99	121,000	21,600	111,200
山 梨 (20)	4,790	532	1.80	518	532	97	25,500	4,690	25,000
長 野 (21)	30,800	608	1.85	589	599	98	187,300	29,800	181,200
岐 阜 (22)	20,700	487	1.80	477	475	100	100,800	20,000	97,400
静 岡 (23)	15,000	509	1.80	501	511	98	76,400	15,000	76,400
愛 知 (24)	25,900	505	1.85	488	490	100	130,800	25,200	127,300
三 重 (25)	25,600	511	1.85	489	478	102	130,800	25,200	128,800
滋 賀 (26)	29,000	523	1.90	487	483	101	151,700	27,700	144,900
京 都 (27)	14,000	514	1.85	497	492	101	72,000	13,400	68,900
大 阪 (28)	4,540	503	1.80	489	478	102	22,800	4,540	22,800
兵 庫 (29)	34,500	513	1.85	487	477	102	177,000	32,800	168,300
奈 良 (30)	8,410	522	1.80	512	500	102	43,900	8,350	43,600
和 歌 山 (31)	5,980	519	1.80	511	485	105	31,000	5,980	31,000
鳥 取 (32)	12,100	514	1.85	494	495	100	62,200	12,000	61,700
島 根 (33)	16,400	519	1.90	485	482	101	85,100	16,100	83,600
岡 山 (34)	28,100	524	1.85	496	500	99	147,200	27,100	142,000
広 島 (35)	21,600	530	1.85	511	508	101	114,500	21,100	111,800
山 口 (36)	17,600	526	1.85	502	480	105	92,600	16,600	87,300
徳 島 (37)	9,910	480	1.80	469	462	102	47,600	9,640	46,300
早期栽培 (38)	3,780	473	1.80	463	453	102	17,900	…	…
普通栽培 (39)	6,120	485	1.80	473	467	101	29,700	…	…
香 川 (40)	10,900	511	1.80	493	478	103	55,700	10,800	55,200
愛 媛 (41)	13,100	524	1.85	489	468	104	68,600	13,000	68,100
高 知 (42)	10,800	460	1.80	447	446	100	49,700	10,600	48,800
早期栽培 (43)	6,010	488	1.80	476	471	101	29,300	…	…
普通栽培 (44)	4,750	425	1.80	412	414	100	20,200	…	…
福 岡 (45)	33,400	491	1.85	456	456	100	164,000	32,800	161,000
佐 賀 (46)	22,800	514	1.85	479	487	98	117,200	22,300	114,600
長 崎 (47)	10,400	470	1.80	442	466	95	48,900	10,400	48,900
熊 本 (48)	31,300	501	1.85	461	479	96	156,800	30,200	151,300
大 分 (49)	18,900	493	1.80	470	476	99	93,200	18,800	92,700
宮 崎 (50)	15,400	488	1.80	474	482	98	75,200	13,400	65,400
早期栽培 (51)	5,740	502	1.80	490	470	104	28,800	…	…
普通栽培 (52)	9,620	480	1.80	465	490	95	46,200	…	…
鹿 児 島 (53)	18,000	478	1.80	460	470	98	86,000	16,600	79,300
早期栽培 (54)	4,250	465	1.80	453	448	101	19,800	…	…
普通栽培 (55)	13,800	482	1.80	463	477	97	66,500	…	…
沖 縄 (56)	639	301	1.80	293	301	97	1,920	604	1,820
第一期稲 (57)	471	343	1.80	337	357	94	1,620	…	…
第二期稲 (58)	168	184	1.80	169	155	109	309	…	…

資料：農林水産省調べ

- 注1：作付面積（子実用）とは、青刈り面積（飼料用米等を含む。）を除いた面積である。  
 2：10a 当たり収量及び収穫量（子実用）は、1.70mm のふるい目幅で選別された玄米の重量である。  
 3：主食用作付面積とは、水稻作付面積（青刈り面積を含む。）から、備蓄米、加工用米、新規需要米等の作付面積を除いた面積である。  
 4：収穫量（子実用）及び収穫量（主食用）については都道府県ごとの積上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。  
 5：④10a 当たり収量、⑤10a 当たり平年収量及び⑥作況指数は、都道府県ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅以上に選別された玄米を基に算出した数値である。  
 6：徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の作期別の主食用作付面積は、備蓄米、加工用米、新規需要米等の面積を把握していないことから「…」で示している。

## 4 民間流通における6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

注1：うるち玄米及びびもち玄米の値である。

2：各年の民間在庫量において、

① 平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量である。

② 平成15年については、

- ・販売段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の旧登録卸売業者と1,000トン以上の旧登録小売業者の数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者の数量である。

③ 平成14年以前については推計値であり、

- ・販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量(推計)を加えた数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量(推計)を加えた数量である。

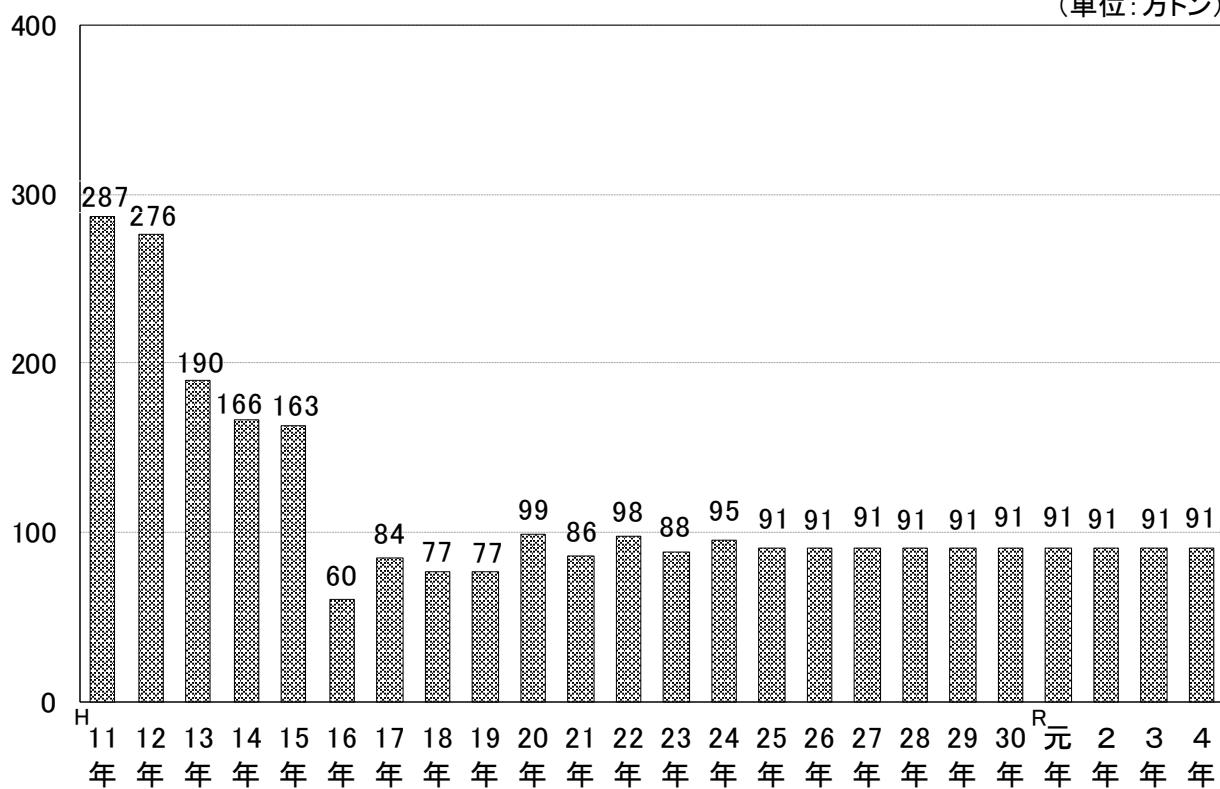
④ 生産段階の在庫量は、平成11年～平成21年は「生産者の米穀現在高等調査」を基に算出した在庫量から精米在庫量(推計)を控除した玄米在庫量であり、平成22年～平成30年は「生産者の米穀在庫等調査」を基に算出した在庫量である。令和元年は、「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和2年以降は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。

3：平成26年の出荷段階の在庫量は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンを含んでいない。

4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

## 5 政府備蓄米の6月末在庫の推移

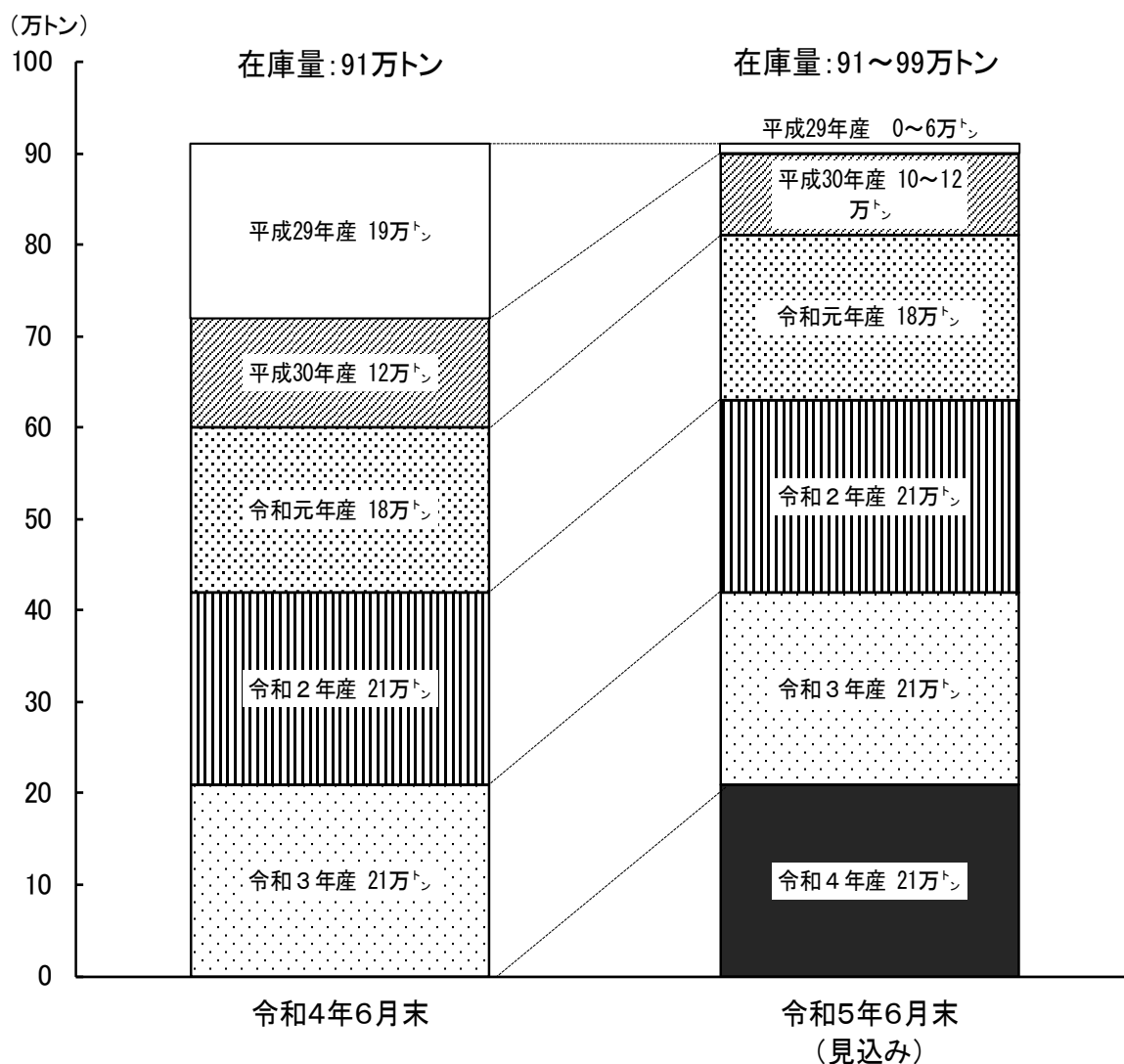
(単位:万トン)



注：国産うるち玄米の数量である。



## 6 政府備蓄米の在庫の状況（令和4年6月末現在）



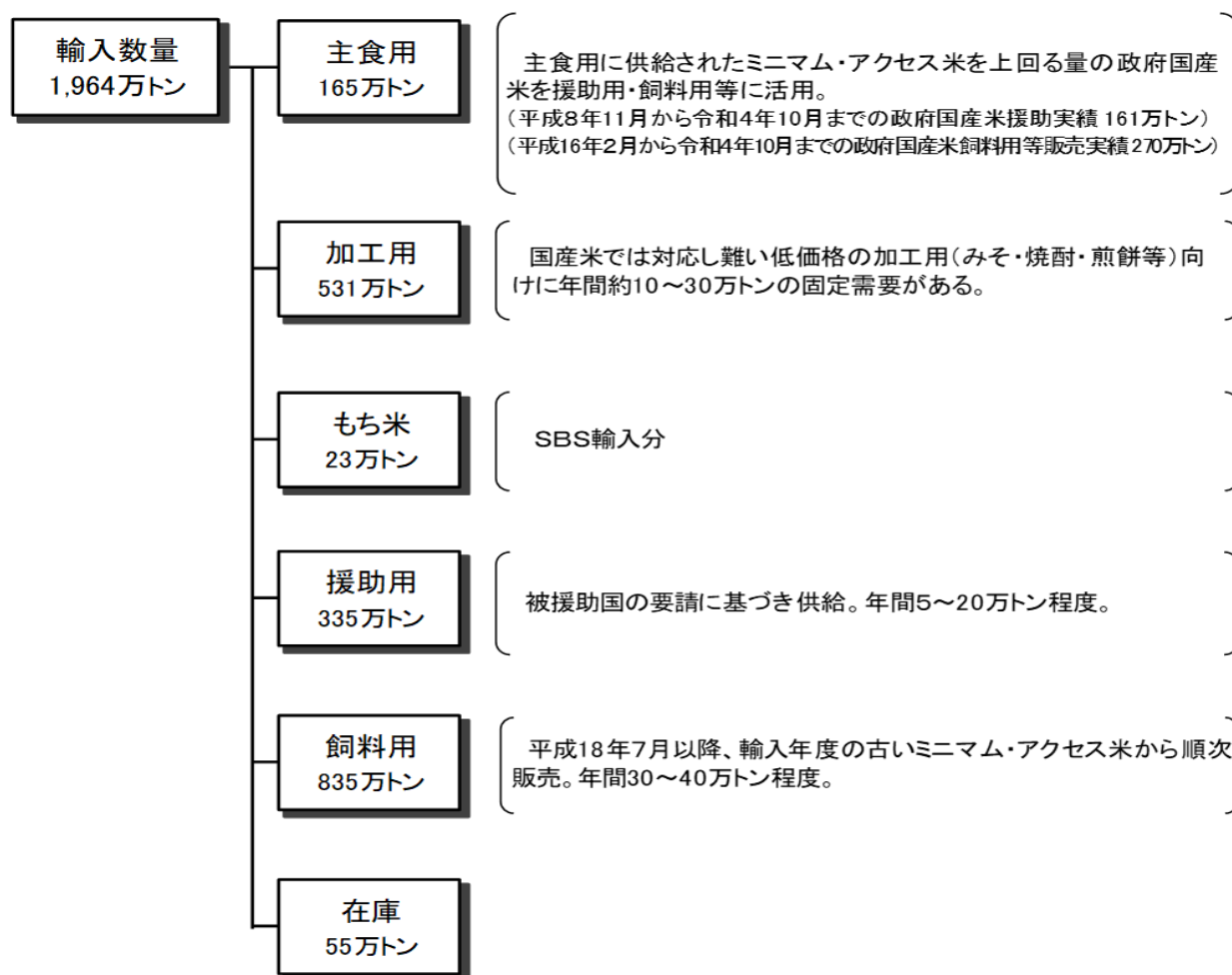
注1：国産うるち玄米の数量である。

2：令和5年産の買入予定数量は、「備蓄運営の基本的な考え方」に即した場合、21万トンとなる。

また、令和6年6月末の政府備蓄米の在庫の状況（見込み）については、令和元年産は7～15万トン、令和2年産は21万トン、令和3年産は21万トン、令和4年産は21万トン、令和5年産は21万トンの計91～99万トンとなる。

3：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

## 7 ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和4年10月 末まで）（速報値）



資料：農林水産省調べ

注1：輸入数量は、令和4年10月末時点での政府買入実績である。

2：上記販売用途のほか、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。

3：在庫55万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。





○令和2/3年（令和2年7月から令和3年6月まで）

	(単位:トン)			
	2年6月末在庫 ①	2/3年供給量 ②	3年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	1,988,000	7,226,000	2,184,000	<b>7,040,000</b>
北海道	190,904	556,376	241,831	<b>505,449</b>
青 森	102,971	240,389	109,140	<b>234,220</b>
岩 手	106,156	267,245	110,000	<b>263,402</b>
宮 城	129,162	356,193	153,268	<b>332,086</b>
秋 田	129,211	455,597	141,724	<b>443,083</b>
山 形	113,953	352,790	120,784	<b>345,959</b>
福 島	142,886	332,706	132,227	<b>343,365</b>
茨 城	71,304	347,932	78,416	<b>340,820</b>
栃 木	92,670	295,592	127,105	<b>261,157</b>
群 馬	18,330	67,490	20,117	<b>65,703</b>
埼 玉	20,402	151,981	28,135	<b>144,248</b>
千 葉	39,971	281,290	61,603	<b>259,658</b>
東 京	59	496	58	<b>497</b>
神奈川	2,059	14,200	1,966	<b>14,293</b>
新 潟	145,846	596,741	150,387	<b>592,200</b>
富 山	40,343	184,817	52,932	<b>172,227</b>
石 川	25,879	120,115	34,610	<b>111,384</b>
福 井	33,839	121,272	31,522	<b>123,589</b>
山 梨	5,554	25,413	5,047	<b>25,920</b>
長 野	52,837	186,518	53,175	<b>186,180</b>
岐 阜	26,190	100,737	23,078	<b>103,850</b>
静 岡	11,084	73,356	10,073	<b>74,367</b>
愛 知	25,986	129,170	25,919	<b>129,236</b>
三 重	19,407	128,260	19,863	<b>127,804</b>
滋 賀	31,395	151,740	34,827	<b>148,299</b>
京 都	11,843	69,958	13,700	<b>67,100</b>
大 阪	4,547	22,174	4,169	<b>22,552</b>
兵 庫	33,868	169,921	35,251	<b>168,536</b>
奈 良	9,876	40,689	8,843	<b>41,722</b>
和歌山	2,096	28,898	1,951	<b>29,042</b>
鳥 取	19,489	65,510	22,381	<b>62,618</b>
島 根	15,102	85,542	17,720	<b>82,924</b>
岡 山	38,469	147,112	38,547	<b>146,034</b>
広 島	23,233	109,908	25,578	<b>107,582</b>
山 口	20,788	69,191	14,067	<b>75,912</b>
徳 島	6,643	51,495	7,878	<b>50,280</b>
香 川	11,688	57,768	12,722	<b>56,733</b>
愛 媛	8,774	63,161	9,015	<b>62,920</b>
高 知	6,009	48,483	6,371	<b>48,120</b>
福 岡	30,740	142,820	29,867	<b>143,694</b>
佐 賀	30,951	102,161	29,017	<b>104,095</b>
長 崎	7,529	46,716	7,463	<b>46,783</b>
熊 本	34,975	151,591	36,144	<b>150,423</b>
大 分	13,035	80,692	12,726	<b>81,000</b>
宮 崎	9,831	67,666	10,204	<b>67,293</b>
鹿児島	17,843	81,546	19,172	<b>80,217</b>
沖 縄	441	2,029	515	<b>1,955</b>

○令和3/4年（令和3年7月から令和4年6月まで）

	(単位:トン)			
	3年6月末在庫 ①	3/4年供給量 ②	4年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	2,184,000	7,007,000	2,176,000	<b>7,015,000</b>
北海道	241,831	531,123	238,910	<b>534,044</b>
青 森	109,140	210,291	85,430	<b>234,001</b>
岩 手	110,000	256,148	112,463	<b>253,685</b>
宮 城	153,268	333,566	141,652	<b>345,182</b>
秋 田	141,724	423,474	147,582	<b>417,616</b>
山 形	120,784	344,919	117,937	<b>347,766</b>
福 島	132,227	302,928	111,408	<b>323,746</b>
茨 城	78,416	333,745	79,289	<b>332,872</b>
栃 木	127,105	277,763	129,577	<b>275,292</b>
群 馬	20,117	63,950	19,885	<b>64,182</b>
埼 玉	28,135	146,433	26,126	<b>148,443</b>
千 葉	61,603	263,712	44,710	<b>280,605</b>
東 京	58	486	56	<b>489</b>
神奈川	1,966	14,400	2,059	<b>14,308</b>
新 潟	150,387	536,604	133,258	<b>553,734</b>
富 山	52,932	177,733	45,520	<b>185,145</b>
石 川	34,610	112,870	34,796	<b>112,684</b>
福 井	31,522	115,933	30,325	<b>117,131</b>
山 梨	5,047	25,339	4,796	<b>25,590</b>
長 野	53,175	183,798	51,046	<b>185,928</b>
岐 阜	23,078	99,283	26,560	<b>95,801</b>
静 岡	10,073	76,637	11,097	<b>75,613</b>
愛 知	25,919	127,519	26,943	<b>126,495</b>
三 重	19,863	128,483	21,519	<b>126,827</b>
滋 賀	34,827	150,171	35,235	<b>149,763</b>
京 都	13,700	68,583	10,771	<b>71,513</b>
大 阪	4,169	22,574	4,401	<b>22,342</b>
兵 庫	35,251	171,247	34,379	<b>172,118</b>
奈 良	8,843	42,965	10,532	<b>41,276</b>
和歌山	1,951	30,296	2,274	<b>29,973</b>
鳥 取	22,381	63,053	24,232	<b>61,202</b>
島 根	17,720	85,722	19,815	<b>83,627</b>
岡 山	38,547	146,871	35,768	<b>149,650</b>
広 島	25,578	113,415	30,080	<b>108,913</b>
山 口	14,067	87,991	25,204	<b>76,854</b>
徳 島	7,878	46,377	7,103	<b>47,152</b>
香 川	12,722	56,378	14,012	<b>55,088</b>
愛 媛	9,015	67,086	11,434	<b>64,667</b>
高 知	6,371	49,169	7,432	<b>48,108</b>
福 岡	29,867	160,707	48,120	<b>142,454</b>
佐 賀	29,017	116,291	43,101	<b>102,207</b>
長 崎	7,463	50,700	10,887	<b>47,276</b>
熊 本	36,144	150,227	41,469	<b>144,902</b>
大 分	12,726	94,671	18,638	<b>88,759</b>
宮 崎	10,204	66,926	15,075	<b>62,055</b>
鹿児島	19,172	82,077	22,920	<b>78,329</b>
沖 縄	515	2,034	539	<b>2,010</b>

注1：平成24/25年の備蓄米代替供給量4万トンは都道府県別の需要量には含まれていない。

2：平成25/26年の26年6月末在庫には、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンが含まれている。

3：令和元/2年の都道府県別の需要量に、台風等被害分4.5千トンは含まれていない。

4：全国欄は、産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、都道府県の合計と一致しない。

5：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。